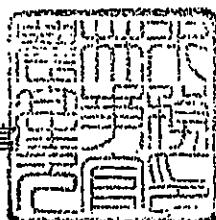


27水推第1191号
平成28年3月16日

殿

農林水産事務次官



「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について

この度、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」（昭和54年4月27日付け54水研第611号農林水産事務次官依命通知）の一部が別添の新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、今後とも本制度の円滑かつ適正な運営につき御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

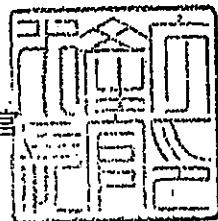
沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて（昭和54年4月27日付け54水研第611号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1 <u>～(略)</u> 【削る】</p> <p>第2 <u>承認計画に基づく資金管理計画について</u></p> <p>1 <u>海道府県は、承認計画に基づいて、当該年度の沿岸漁業改善資金の貸付勘定の月別資金管理計画書を作成して農林水産大臣に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>1の資金管理計画の様式は、水産庁が別に定めるところによるものとする。</u></p> <p>第3・第4 <u>(略)</u></p>	

27水推第1207号
平成28年3月16日

殿

水産庁長官



「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について

この度、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」（昭和54年4月27日付け54水研第612号水産庁長官通知）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、今後とも本制度の円滑かつ適正な運営につき御配慮をお願いする。

沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて（昭和54年4月27日付け54水研第612号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1.・2. (略)</p> <p><u>【削る】</u></p> <p>3. 資金管理計画について 事務次官通知の記の第2の2による資金管理計画書の様式は、別記様式3のとおりとする。 なお、本計画書については、貸付事業計画の承認後可能な限り早急に農林水産大臣に提出する ようになされたい。</p> <p>4. 貸付事業の実績報告について 事務次官通知の記の第4の2による実績報告書の様式は、別記様式4のとおりとする。 なお、本報告書については、当該年度の翌年度の6月10日までに農林水産大臣に提出するよ うにされたい。</p> <p>別記様式1・別記様式2 (略)</p> <p><u>【削る】</u></p> <p>別記様式3 (記の3関係)</p>	<p>1.・2. (略)</p> <p><u>3. 資金管理計画について</u> <u>事務次官通知の記の第2の2による資金管理計画書の様式は、別記様式3のとおりとする。</u> <u>なお、本計画書については、貸付事業計画の承認後可能な限り早急に農林水産大臣に提出する</u> <u>ようになされたい。</u></p> <p><u>4. 貸付事業の実績報告について</u> <u>事務次官通知の記の第4の2による実績報告書の様式は、別記様式4のとおりとする。</u> <u>なお、本報告書については、当該年度の翌年度の6月10日までに農林水産大臣に提出するよ</u> <u>うにされたい。</u></p> <p>別記様式1・別記様式2 (略)</p> <p>別記様式3 (記の3関係)</p> <p>農林水産大臣 厳 番 号 〇〇県(都道府)知事 印 平成 年 月 日 平成 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた平成 年度沿岸漁業改善資金貸付 事業計画に基づき、別紙のとおり平成 年度沿岸漁業改善資金管理計画を定めたので、これを提 出する。</p>

改正案

現行

(別紙)

平成 年度月別沿岸漁業改善資金管理計画

県(都道府)

単位:千円

	前年度(月)	繰越額	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
財 償 還															
国 庫 補 助 金															
県 費 繰 入 額															
業務勘定から の繰入額															
一般会計からの繰入(返済)額															
計(A)															
貸 付 金(B)															
差 引 財 源															
(C) = (A) - (B)															

(注) 1. 本表は、貸付事業計画に基づき、年間の資金計画を作成する。

2. 債還額は償還見込額(約定期限、停止償還、繰上償還)を記載する。

3. 国庫補助額は、国庫補助金交付見込額を記載する。

4. 県費繰入額は、国庫補助額に対応する額及びその他の県費繰入額を記載する。

5. 業務勘定からの繰入金は、業務勘定から生じた運用益を貸付資金の財源とした場合に記載する。

6. 一時(貸)借は、一般会計からの資金繰りのための一時借入(返済)額を記載する。

7. 本表は、貸付勘定について記載する。

別記様式4 (記の4関係) (略)

別記様式3 (記の3関係) (略)